

審議会名：上川淵公民館運営推進委員会  
会議名：令和2年度第1回運営推進委員会

日時	令和2年7月17日(金) 午後1時30分～午後2時19分
場所	上川淵公民館 講義室(2階)
出席者	(委員) 三橋好委員、塩原義生委員、手島辰男委員 南雲隆夫委員、木村芳雄委員、外丸博子委員 星野和則委員、小俣登委員、金井英男委員 (公民館) 須田公民館長、牛込地域担当専門員、小淵副主幹
欠席者	南雲美津代委員
議事	1 令和2年度上川淵公民館の運営について 2 令和2年度上川淵公民館事業計画について 3 上川淵地区コミュニティデザインについて 4 その他
配付資料	第1回会議次第、資料
問い合わせ先	上川淵公民館 電話027-265-0455

## 会議の内容

○新任委員に対する委嘱状の交付

○委員の自己紹介

○三橋好委員長挨拶

○公民館長による関係法令の説明

○副委員長を委員互選により選出

副委員長として南雲美津代委員が選出された

○南雲美津代委員が欠席のため副委員長の挨拶は中止

○三橋委員長を座長に議事に入る

議事の「令和2年度上川淵公民館の運営について」「令和2年度上川淵公民館事業計画について」「上川淵コミュニティデザインについて」を公民館長が説明。また、その他において、7月9日に放送された「まえばし市政ラジオ情報発信まなびナビ」に上川淵公民館の自主学習グループ「トレッキングサークル0」の会長が出演し、当該自主学習グループの活動内容を紹介したり、会員募集のための宣伝を行ったことを公民館長が説明。

### 【主な質疑応答・意見交換】

(塩原委員) 公民館長の説明で公民館には運営規定があるということを理解したが、公民館には利用規定はあるのか。

(小淵副主幹) 公民館には利用に関する規定はある。

(塩原委員) 公民館の利用料金の納付や施設の物品を壊した時の損害賠償の規定はあるのか。

(公民館長) 公民館利用に関する規定があり、その中で使用料の納付や損害賠償条項が明記されている。

(三橋委員長) 朝倉町一丁目自治会で公民館から借用した杵を壊した時に弁償したことがあった。

(塩原委員)前橋市公民館条例に旧粕川町の編入に伴い取得した込皆戸集会所が記載されているが、当該集会所は各町の自治会が管理している地区集会所と違って、公民館に準じた取り扱いをしているのか。

(公民館長) お見込みのとおりである。

(塩原委員)社会教育法では公民館においてもっぱら営利を目的とした事業は行ってはならないという規定がある。山王町二丁目の自治会において公民館の規定に準じた規定があり、それに則り自主学習グループを登録してもらい自治会で管理しているが、その団体がある一定以上の技術を取得するために講師を招いて学習会を開催した後に講師に謝礼を支払うことがあるが、それは営利を目的とした事業にあたると思われるがいかか。

(小淵副主幹)上川淵公民館においても自主学習グループが講師を招待して活動をし、その講師に対し謝礼を支払っているが、高額な謝礼ではないので営利を目的とした事業にはあたらないと判断している。

(塩原委員)謝礼の上限はあるのか。

(小淵副主幹)社会通念上相当であると認められる金額の範囲内であれば、高額でない謝礼であると判断している。

(小淵副主幹)7月13日に実施した自治会連合会及び公民館利用グループ連絡協議会の役員が出席した上川淵地区文化祭開催に伴う事前打ち合わせ会議において、文化祭の開催可否についての審議が行われた結果、中止が決定されたことを説明した。

(公民館長)その他の質疑がないことを確認し閉会をした。